

業庫第84号

平成26年12月1日

代理店引受金融機関本部

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

### 外国送金取組事務の日本銀行本店への集約化について

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

#### 1. 外国送金取組事務の見直しについて

代理店事務の負担の軽減を図る観点から、代理店が送金請求官庁等から請求を受ける外国送金の取組事務については、平成27年2月2日（月）取扱い分より、自店での取組事務を廃止し、すべて日本銀行本店に集約して処理する扱いに変更を予定しておりますので、ご連絡致します。

本件は、外国送金事務の事務量が僅少となる中、その事務の特殊性もあり、発生した場合に備えた事務処理体制の維持管理負担が重いとの声を頂いていたことを受け、対応に向けた検討を進めてきたものです。

—— 本件実施後は、現在代理店で行っている、①市場実勢レートによる送金取組依頼額の算出、②送金外貨額が1万米ドル相当額以上の場合における為替レートの交渉、③送金請求額と送金取組依頼額との間で生じた不足額の補てんや過剰額の払出にかかる各種計理等の特殊な外国送金取組事務が不要となるほか、代理店から外国送金の依頼を受けて自行庫が行っている、④外国送金取組電信料調書や外国送金支払手数料調書の作成等も不要となりますので、事務負担の大幅な軽減に繋がるものと考えております。

## 2. 見直し後の事務取扱および規程（暫定版）の送付について

本件実施後は、代理店が送金請求官庁等から外国送金の請求を受けた場合には、既存のスキームである「送金依頼の便がない場合」の取扱いにより、日本銀行本店に外国送金の取組を委託して頂く扱いとなります。

なお、このスキームにかかる「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続<sup>1</sup>（国庫送金編特殊1）」については、従来より「各事務の記述が様々な箇所に散在して規定されていて、事務の全体像を把握しづらい」との声を頂いておりました。この点、今般の集約化を機に、①事務フロー全体のチャート化、②記述内容の簡潔かつ平易化、③各事務の記述の一箇所への集約等、当該取扱手続の全面改正を行うことにより、代理店における規程の使い勝手を向上させる方針です。これにより、代理店では、小切手や外国送金請求書の受付から、日本銀行本店に対する外国送金の取組の委託、統轄店に対する諸報告に至る一連の事務を、具体的なチェック項目や作成例を確認しながら、順を追って処理することが可能となります。

本通知では、当該スキームにかかる事務内容の把握や諸準備等にご活用頂くことを目的に、全面改正後の事務取扱手続の暫定版<sup>2</sup>を別紙<sup>3</sup>のとおりお送りします。ご不明な点等がございましたら、末尾の照会先にお問い合わせ頂ければと存じます。

—— 今回通知した暫定版を含む国庫事務関係諸規程の改正通知（確定版）については、所要の手続を経た後、正式に通知させていただきます。

## 3. 外国送金請求書の記載事項について

現状、一部の代理店では、「外国送金請求書」に送金に必要なすべての情報（銀行コードや口座番号等）を記載することに代えて、その一部の情報については、自行庫所定の「外国送金依頼書兼告知書」に便宜的に記載・提出させる扱いを送金請求官庁等に依頼されていると承知しています。この点、本件実施後は、送金請求官庁等が「外国送金請求書」に、送金に必要なすべての情報を

<sup>1</sup> 昭和55年2月1日付国丙第2号別冊

<sup>2</sup> 現時点では暫定版ですので、今後若干の修正の可能性がございます点、ご注意ください。

<sup>3</sup> ご覧頂きやすいように各頁の左半分に規程本文を配置し、右半分に規程本文に対応する注意事項を配置しています。

記載・提出する扱いとなります（これによって、日本銀行本店では必要な外国送金を取り組みます）。

—— 予め、外国送金請求先の大宗を占める税務署に対し、国税庁を通じて外国送金請求書の備考欄等への記載事項を周知することを予定しております。また、本件実施後に、送金請求官庁等から、外国送金請求書の記載事項について照会があった場合には、お手数をお掛けしますが、別紙の暫定版中、2. の注意事項①②の外国送金請求書の記載事項等のコピーを送付することを含め、適宜ご対応して頂く運用を想定しております。

以 上

(本件に関する照会先)

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 松本

TEL : 03-3279-1111 (代表) (内線 6111)

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」  
国庫送金編特殊 1（暫定版）

目 次

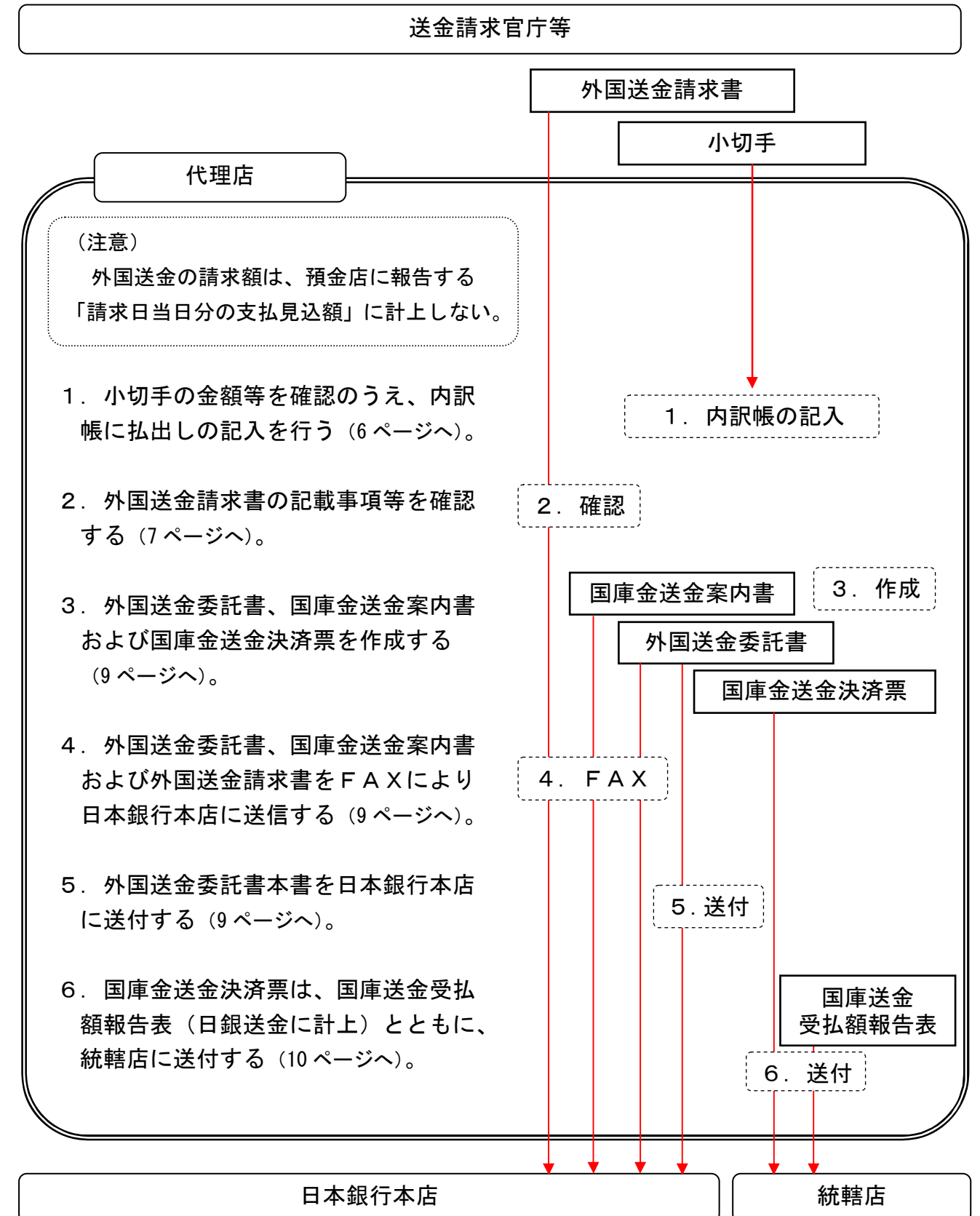
	ページ
特殊 1 外国送金の請求を受けた場合の取扱い	5
1. 小切手の取扱い	6
2. 外国送金請求書の確認	7
3. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票の作成	9
4. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および外国送金請求書の送信	9
5. 外国送金委託書の再報	9
6. 関係証票の取扱い	10

統轄店照会事項

外国送金の取消等の請求を受けた場合

(参考)

外国送金の請求を受けた場合の事務経路



## 特殊1 外国送金の請求を受けた場合の取扱い

次表に掲げる送金請求官庁等から外国送金請求書（参考書式第 103 号）を添えて小切手の提出を受けた場合には、次のとおり取扱う<sup>①</sup>。

[送金請求者別の外国送金取扱区分]

○印は外国送金の請求ができることを示す（外国送金の取扱いは電信送金に限られる）。

送金請求者 (取引担当官)	外貨送金 <sup>②</sup>		邦貨送金 <sup>③</sup>
	邦貨建	外貨建	
資金前渡官吏	○	○	○
歳入歳出外現金出納官吏 <sup>④</sup>	○		○
国税資金支払命令官	○		○
特別調達資金出納命令官	○		○
公庫出納役	○	○	○

### 統轄店照会事項

公庫出納役から外国送金の請求を受けた場合

- ① 1. 外国送金とは、外国にいる受取人に対する送金をいう。外国送金の請求を受けた代理店は日本銀行本店に外国送金の取組を委託し、日本銀行本店が依頼先金融機関に外国送金を依頼する。  
2. 外国送金請求書に記載されている金額（官庁請求額）は、預金店への報告金額としては、次のとおり取扱う。

- ・送金請求日当日分の支払見込額には、計上しない（注）。
- ・送金請求日当日を取扱いとする国庫金の支払額には、計上する。
- ・送金請求日当日を取扱いとする国庫送金の受入額には、計上する。

（注）外国送金は、委託送金による国内の振込および送金とは異なり、代理店から依頼先金融機関への依頼を行うものではないため、計上しない。

- 3.（参考）外国送金請求書は、通常午前中に提出されることになっている。

- ② 外貨送金とは、外国送金のうち、外貨を購入して送金するものをいう。このうち、外国送金請求書に記載された邦貨額の範囲内で外貨を購入して送金するものを「邦貨建」といい、同請求書に記載された外貨額をもって外貨を購入して送金するものを「外貨建」という。

- ③ 邦貨送金とは、外国送金のうち、外国送金請求書に記載されている金額の邦貨を送金するものをいう。この場合、同請求書の備考欄に送金を要する通貨が邦貨である旨が記載される。

- ④ 外国送金の請求ができる歳入歳出外現金出納官吏は、保管金の取引を有する取引担当官<sup>※</sup>のみ。

※ 当面は主として地方検察庁の取引担当官からの請求が発生する見込み。

## 1. 小切手の取扱い

### (1) 小切手の確認

- 支払場所および渡先が自店であること。
- 振出日が先日付でないこと。
- 振出日から1年を過ぎていないこと。
- 振出人名および印影が届出の印鑑票と一致していること。
- 小切手用紙が自店で振出人に交付したものであること。
- 記載事項が整っていること。
  - ・ 払出科目（「〇〇年度国税収納金整理資金」、「預託金」、「保管金」または「特別調達資金」）の記載もれがないか
  - ・ 金額<sup>①</sup>に訂正、改ざんがないか
  - ・ 振出地、小切手番号等の記載もれがないか
- 線引されていること。
- 小切手金額が外国送金請求書<sup>②</sup>の合計額と一致していること。
- 小切手の金額以外の記載事項が外国送金請求書<sup>②</sup>と一致していること。

### (2) 領収書の交付

- 領収書<sup>③</sup>を作成して領収印を押し、これを取引先の官庁に渡す。

### (3) 内訳帳の記入等

- 小切手により、払出科目にかかる内訳帳（国税収納金整理資金支払金内訳帳、預託金内訳帳、保管金内訳帳または特別調達資金内訳帳）に払出しの記入をする。

内訳帳の記入は、「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」<sup>④</sup>へ

- 小切手に支払印（または自行庫所定の出納印等）を押す。
- 小切手は払出証票として取扱う。

払出証票は……

☞ 国庫金編（例規集1）の  
「後方2 計算整理、諸報告」  
(248 ページの(1)) へ

### ① 金額の記載

- ・ アラビア数字の場合 ……………刻み込み印字機で記載される。
- ・ 漢数字（壹、貳、参、拾等）の場合 …アラビア数字で券面金額と同額の金額が副記される。

- ② 外国送金請求書のほか、国庫金送金請求書または国庫金振込請求書を添えて小切手の提出を受けた場合には、当該国庫金送金請求書または国庫金振込請求書を含む。

確認を終えた国庫金送金請求書 ……  
および国庫金振込請求書は ……

☞ 「窓口1 取組、依頼（仕向店事務）」  
(10 ページの2.) へ

- ③ 1. 請求者が国税資金支払命令官の場合には、小切手に接続している小切手振出済通知書に領収印を押し、領収書として交付する。
- 2. 請求者が資金前渡官吏、歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官の場合における領収書の作成例は次のとおり。

【領収書の作成例】 (書式第4号)

領 収 書	
〇〇庁会計課 〇〇〇〇〇 殿	(日付) 日本銀行 領収印
下記の金額を領収しました。	
小切手番号	金 額
598	¥89,046

「資金前渡官吏」  
等と記載する。

(用紙寸法 A6)

- ④ 1. 索引番号A-100【通常入力-現金払-政府小切手】参照。
- 2. 統合国庫記帳システムでは、預託金内訳帳、保管金内訳帳または特別調達資金内訳帳に払出しの記入をするときには、当該口座の残高を超えていないことがシステムの的に確認される。

## 2. 外国送金請求書の確認

- 外国送金請求書の請求者名、印影が、届出の印鑑票と一致していることを確かめる。
- 次表により、外国送金請求書<sup>(注1)</sup>の記載事項<sup>(注2)</sup>が整っていることを確かめる<sup>①</sup>。  
(注1) 上部余白に「要電信送金」と記載される。  
(注2) 請求者が資金前渡官吏の場合には、資金の種類別区分である「預託金」の次に、会計名等(例「平成〇年度〇〇省所管〇〇会計歳出」)が記載される。

記載項目	確認方法		
	外貨送金		邦貨送金
	邦貨建	外貨建	
番号	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか
受取人の住所、氏名	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか	・ 記載もれがないか
金額	・ 改ざんがないか <sup>③</sup>	・ 改ざんがないか <sup>③</sup> ・ 外貨額を所定の換算率 <sup>④</sup> で算出した邦貨額(円位未満切捨)と一致しているか	・ 改ざんがないか <sup>③</sup>
外貨額	(記載されない)	・ 改ざんがないか <sup>③</sup>	(記載されない)
備考 <sup>②</sup>	・ 送金目的が記載されているか ・ 送金を要する外貨の種類が記載されているか ・ 送金を要する外貨の種類が、所定の外貨の種類 <sup>④</sup> か	・ 送金目的が記載されているか	・ 送金目的が記載されているか ・ 送金を要する通貨が邦貨である旨記載されているか

### ① 1. 【外国送金請求書の記載例】－邦貨建の場合－

要電信送金		外国送金請求書			
平成27年2月2日 小切手番号 第273号 平成〇年度 国税収納金整理資金 日本銀行〇〇代理店あて		国税資金支払命令官 〇〇税務署長 小山 三郎 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>			
番号	受取人		金額	外貨額	備考
	住所	氏名			
10	LEINESTRABE 89 9X049 BERLIN, GERMANY	SUGURU TAKI	¥492,840		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 送金目的：国税還付金</li> <li>2 送金通貨：ユーロ</li> <li>3 受取店舗：A BANK B BRANCH</li> <li>4 店舗住所：FRANKFURT, GERMANY</li> <li>5 銀行コード：YBNKDEFF</li> <li>6 口座番号：DE615498004200X5487698</li> </ol>

- ・ 支払金額のほか、備考欄に送金を要する外貨の種類が記載される(外貨額欄は記載されない)。

### 2. 【外国送金請求書の記載例】－外貨建の場合－

		外国送金請求書			要電信送金
平成27年2月2日 小切手番号 第598号 預託金(平成〇年度〇〇省所管〇〇会計歳出) 日本銀行〇〇代理店あて		資金前渡官吏 〇〇庁会計課長 山村 森三郎 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>			
番号	受取人		金額	外貨額	備考
	住所	氏名			
5	135 FIFTH AVENUE NEW YORK, N. Y. 90056 USA	SAKI OGAWA	¥89,046	US\$918.00	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 送金目的：〇〇国出張にかかる通訳料</li> <li>2 送金通貨：—</li> <li>3 受取店舗：Y BANK Z BRANCH</li> <li>4 店舗住所：123X PARK AVENUE, NEW YORK, N. Y. 98765 USA</li> <li>5 銀行コード：021080766</li> <li>6 口座番号：12345678912</li> </ol>

- ・ 送金を要する外貨額のほか、同外貨額を所定の換算率により換算した邦貨額(円位未満切捨)が記載される。

- ② 外国送金の取扱区分に応じ、**1** 送金目的、**2** 送金を要する通貨、**3** 受取金融機関店舗名、**4** 同店舗の所在地、**5** 銀行コード(SWIFTコード、ABAナンバー等)、**6** 口座番号(欧州向けはIBANコード)等が記載される(**1**および**2**以外の事項は備考欄外に記載される場合もある)。代理店においては、左ページの表中に規定された事項を確認すれば足り、その他の事項が記載されているかどうかの確認は要しない。

③ 金額その他の記載事項の訂正は、請求者の訂正印（届出のもの）があればよい。

④ 「所定の外貨の種類」（送金を要する外貨とし得る外貨の種類）および「所定の換算率」（外貨額から邦貨額を算出する場合の換算率）は、次表に掲げるとおり。

1. アメリカ合衆国通貨	1 ドルにつき本邦通貨	97 円
2. 英国通貨	1 スターリング・ポンドにつき本邦通貨	150 円
3. 欧州経済通貨統合参加国通貨	1 ユーロにつき本邦通貨	128 円
4. オーストラリア通貨	1 オーストラリア・ドルにつき本邦通貨	95 円
5. カナダ通貨	1 カナダ・ドルにつき本邦通貨	94 円
6. シンガポール通貨	1 シンガポール・ドルにつき本邦通貨	77 円
7. スイス通貨	1 スイス・フランにつき本邦通貨	104 円
8. スウェーデン通貨	1 スウェーデン・クローネにつき本邦通貨	15 円
9. タイ通貨	100 バーツにつき本邦通貨	318 円
10. 大韓民国通貨	1000 ウォンにつき本邦通貨	88 円
11. 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	1 香港・ドルにつき本邦通貨	12 円
12. デンマーク通貨	1 デンマーク・クローネにつき本邦通貨	17 円
13. ノルウェー通貨	1 ノルウェー・クローネにつき本邦通貨	17 円
14. ロシア通貨	100 ルーブルにつき本邦通貨	306 円
15. アラブ首長国連邦通貨	1 ディルハムにつき本邦通貨	26 円
16. チェコ通貨	100 コルナにつき本邦通貨	497 円
17. ニュージーランド通貨	1 ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨	79 円
18. インド通貨	100 インド・ルピーにつき本邦通貨	168 円
19. サウジアラビア通貨	1 リヤールにつき本邦通貨	26 円



### 3. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および国庫金送金決済票の作成

- 外国送金請求書により、外国送金委託書<sup>①</sup>を作成し、店印を押す。
- 外国送金委託書により、国庫金送金案内書<sup>②</sup>および国庫金送金決済票<sup>③</sup>を作成する。
- 国庫金送金案内書および国庫金送金決済票に、取組日、仕向店名（日本銀行〇〇代理店）、統轄店名（日本銀行〇〇店）および「日銀送金」を記入する。
- 国庫金送金案内書に店印を押す。

### 4. 外国送金委託書、国庫金送金案内書および外国送金請求書の送信

- 予め電話により、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に外国送金の取組を委託する旨を連絡する。
- 外国送金委託書、国庫金送金案内書および外国送金請求書を、ファクシミリにより日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送信する。

### 5. 外国送金委託書の再報

- ファクシミリ送信に使用した外国送金委託書は、上部余白に「再報分」と記入したうえ、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付する。

#### ① 【外国送金委託書の作成例】 (書式第 115 号)

<b>外国送金委託書</b>	
件 2	円 581 886
上記の金額について別紙内訳のとおり外国送金をお願いします。	
(日付) 27. 2. 2	
日本銀行〇〇代理店	
日本銀行本店 御中	

・外国送金請求書に記載されている金額（官庁請求額）を集計して記入する。

(用紙寸法 B 6)

#### ② 【国庫金送金案内書の作成例】 (書式第 102 号 (2))

国庫金送金案内書													
通知書日付 平成 年 月 日													
(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">払渡店名 (受取人住所氏名)</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">日本銀行本店 郵便局</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(日付) 27. 2. 2</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(店所属) 銀行 店</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">日本銀行本店</td> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">¥ 581 886</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">番号備考</td> <td style="text-align: center;">(日付印)</td> </tr> </table>	払渡店名 (受取人住所氏名)	日本銀行本店 郵便局	(日付) 27. 2. 2	(店所属) 銀行 店		日本銀行本店	金額	¥ 581 886			番号備考	(日付印)
払渡店名 (受取人住所氏名)	日本銀行本店 郵便局	(日付) 27. 2. 2	(店所属) 銀行 店										
	日本銀行本店	金額	¥ 581 886										
		番号備考	(日付印)										

・空白のままでよい。

(用紙は、再製用として統轄店から交付されたものを使用する)

・取組日、仕向店名（日本銀行〇〇代理店）、統轄店名または「日銀送金」をセットした適宜のゴム印等を使用してもよい。

#### ③ 【国庫金送金決済票の作成例】 (書式第 102 号 (3))

国庫金送金決済票													
通知書日付 平成 年 月 日													
(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">払渡店名 (受取人住所氏名)</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">日本銀行本店 郵便局</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(日付) 27. 2. 2</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(店所属) 銀行 店</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">日本銀行本店</td> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">¥ 581 886</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">番号備考</td> <td style="text-align: center;">(日付印)</td> </tr> </table>	払渡店名 (受取人住所氏名)	日本銀行本店 郵便局	(日付) 27. 2. 2	(店所属) 銀行 店		日本銀行本店	金額	¥ 581 886			番号備考	(日付印)
払渡店名 (受取人住所氏名)	日本銀行本店 郵便局	(日付) 27. 2. 2	(店所属) 銀行 店										
	日本銀行本店	金額	¥ 581 886										
		番号備考	(日付印)										

・空白のままでよい。

(用紙は、再製用として統轄店から交付されたものを使用する)

6. 関係証票の取扱い①

- 外国送金請求書の適宜の個所に「日本銀行本店」と付記する。
- 国庫金送金案内書は外国送金請求書に添付する②。
- 国庫金送金決済票は受入証票として取扱う③。

外国送金請求書は……………

☞ 「後方2 証票等の整理保管」  
(182 ページの 1.)

国庫金送金決済票（受入証票）は……

☞ 「後方1 計算整理、諸報告」  
(166 ページの (1))

① 歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官から請求を受けた外貨送金の取組を委託した後、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）から、外国送金取組過剰額が生じた旨の連絡とともに、外国送金取組過剰額内訳書等のファクシミリによる送信を受ける場合がある。この場合には、日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）の指示に従い取扱う。

- ② 1. (注意) 国庫金送金案内書は、被仕向店（日本銀行本店）には送付しない。
- 2. (参考) 国庫金送金案内書を添付した外国送金請求書は、5年間保管する。

③ (参考) 国庫金送金決済票は、国庫送金受払額報告表とともに統轄店に送付する。この場合の国庫送金受払額報告表には、日銀送金(銀行払)の受入にかかる件数欄および金額欄に、国庫送金決済票の枚数および金額を計上する(外国送金の委託にかかるもののほかに計上すべき計数がある場合には、その計数と合算して計上する。)

【国庫送金受払額報告表の作成例】

国庫送金受払額報告表				
(日付) 27. 2. 2				
代理店 コード番号		12345	日本銀行〇〇代理店	
			店印	
受入		摘要	払出	
件数	金額		件数	金額
1	581,886	(213)日銀送金(銀行払)(251)		
		(220)委託送金(銀行払)①		
		(268)委託送金(郵便局払)②		
14	3,875,500	(237)委託送金(当座振込)③	14	3,875,500
6	1,596,000	(268)委託送金(郵便振替)④	6	1,596,000
20	5,471,500	計(①+②+③+④)	20	5,471,500
	6,053,386	合計		5,471,500

振込先 等変更	自店(237)	件
	ゆうちょ銀行	件
	店舗等(268)	